

資 料	公共下水道条例を一部改正することに伴う意見公募について	平成24年7月27日 水道部下水道施設課
-----	-----------------------------	-------------------------

■公共下水道条例を一部改正することに至った背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、下水道法（昭和三十三年四月二十四日法律第七十九号）の一部が改正されることになりました。

これまで、「公共下水道の構造の技術上の基準」及び「終末処理場の維持管理基準」については、全国一律に、下水道法施行令（昭和三十四年四月二十二日政令第百四十七号）により定められていましたが、下水道事業の実施状況や終末処理場の運用状況を勘案した上で、各自治体において判断し条例を定めることとされました。

これに伴い、江別市下水道事業では、法改正における対応について検討を進めております。

この度はその対応のための案について、市民の声をお聴きするため、意見公募を行います。

■公共下水道条例を一部改正することと判断した理由

江別市の下水道施設を今後も、適切に管理し安全で安定した運用を続けていくために、現行の政令基準と当市の運用状況や実績を比較検討した結果、これまでの国の基準に基づいて定めることが最も適切であると判断しましたことから、法律で定められている基準に従って、江別市下水道事業が定める基準とすることとしました。

■公共下水道条例の一部改正（案）の概要（別紙資料もご参照ください）

この度の条例の一部改正は、道路等に埋められている下水道管の材質や構造の基準と、汚水をきれいに処理している浄化センターの機能や構造およびその維持管理の基準について、新たに定めたものです。

詳しくは、別紙資料をご参照ください。

■施行期日

平成25年4月1日（予定）

「公共下水道条例」の一部改正（案）の概要

項 目	一 部 改 正（案）の 概 要
排水施設及び処理施設に共通する構造の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 堅固で耐久力を有する構造とする。 2 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置を講ずる。 3 屋外にあるものにあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずる。 4 腐食するおそれのある部分にあつては、腐食しにくい材料で造り又は腐食を防止する措置を講ずる。 5 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう必要な措置を講ずる。
排水施設の構造の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 排水管は、排除すべき下水を支障なく流下できるものとする。 2 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、水勢を緩和する措置を講ずる。 3 地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずる。 4 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設ける。 5 ます又はマンホールには蓋を設ける。
処理施設の構造の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置を講ずる。 2 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液その他残さい物により、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障を生じないよう措置を講ずる。
前三項目に関する適用除外	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事を施行するために仮に設けられる下水道。 2 非常災害のために必要な応急措置として設けられる下水道。
終末処理場の維持管理に関する基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 活性汚泥の解体又は膨化を生じないようエアレーションを調節する。 2 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかに除去する。 3 その他、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずる。 4 臭気、蚊、はえ等の発生を防止に努めるとともに、構内の清潔を保持する。 5 汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障を生じないよう措置を講ずる。